

木次・三刀屋だんだんタクシーの利便性向上と体制強化に向けた共同化・協業化支援業務  
仕様書(案)

1 業務名

木次・三刀屋だんだんタクシーの利便性向上と体制強化に向けた共同化・協業化支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26日(金)まで

3 委託業務の目的

三刀屋・木次地域では、市民バス、乗合タクシー、スクールバスが混在し各交通の運行も異なる主体が行い、さらに便によっては利用者が極めて少ないなど非効率な状況となっている。また、中心市街地では定時定路線のバスが運行しているがルートが複雑で利用しにくく、1～2 km程度離れた市街地内施設間を周遊しにくいなど利用者から不満の声が聞こえている。本事業では、市民バス、乗合タクシー、スクールバスを再編し効率化を図るとともに、地域内の乗合タクシーを運行する2社共同で市街地内乗合タクシーを運行し、利用者の利便性向上と運行体制の強化を図る。

4 委託業務の概要

三刀屋町・木次町地域では、市民バス、乗合タクシー(だんだんタクシー)、スクールバスが混在して運行されているが、各交通の運行主体が異なるうえ、便によっては利用者が極めて少ないなど非効率な状況にある。また、ドライバー不足・高齢化も深刻な課題となっている。

一方、中心市街地では定時定路線の市民バスが運行されているものの、ルートが複雑で利用しにくく、市街地内施設間の移動や、バス停から離れた交通空白地域への対応が不十分な状況にある。

本業務では、こうした課題を解決するため、だんだんタクシー(木次町・三刀屋町)の日報データや関係交通の利用状況を分析・整理するとともに、タクシー事業者 2 社による市街地内乗合タクシーの共同運行に向けた関係者調整、住民合意形成、運行計画策定、配車システム導入等を支援することとする。

(1)現況整理

だんだんタクシー(木次町、三刀屋町)の日報データ、一般乗用タクシー(三葉タクシ・かみしろ)の利用状況、市民バス(木次三刀屋線、北原線)の運行状況等を分析し、現状の課題を整理する。

(2)関係者調整

①交通事業者との協議

タクシー事業者、バス事業者等と、運行計画や運行体制に関する調整・協議を行う。協議回数は計 15 回程度を想定する。

②関係機関との調整

教育委員会、市内中学校、高等学校、その他関係団体等と、通学利用に関する調整・協議を行う。協議

回数は計 10 回程度を想定する。

### (3) 地域住民との合意形成・広報支援

#### ① 住民ワークショップの開催支援

三刀屋・木次において住民ワークショップを開催し、地域住民との合意形成を図る。全 4 回実施し、受託者は企画・資料作成・出席・結果とりまとめを担当する。

- 会場手配:発注者が実施
- 筆記用具・資料印刷等:受注者が準備

ワークショップの進行方法・合意形成の手法については提案事項とする。

#### ② 広報資料の作成

利用方法の説明・会員登録用紙等を含む広報チラシ(A3 両面折)を以下のとおり作成する。

木次版:3,000 部、三刀屋版:2,500 部、市街地版:13,000 部

- 校正:3 回まで
- 配布:発注者が対応

### (4) 運行に係る支援

#### ① 運行計画案の策定

三刀屋町、木次町にまたがる中心市街地におけるだんだんタクシーの運行計画案を策定する。運行ルート・ダイヤ・運賃設定等の具体的な計画内容については提案事項とする。

#### ② 車両マグネットのデザイン

運行車両に貼付するマグネットのデザインを作成する。

#### ③ スタンド標識掲示内容のデザイン

案内版(円形)と標識(長方形)のデザインを作成する。校正は 3 回までとする。

### (5) 協議会等の運営支援

地域公共交通会議に出席し、協議会資料の作成、議事録作成を行う。出席回数は 1 回を想定する。

### (6) 報告書作成

本業務の実施内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。

### (7) 打合せ協議

対面での打合せを初回、中間時、成果品納入時の計 3 回程度行うほか、必要に応じてオンライン等での協議を適宜実施する。

## (8)その他

### ①配車システムの導入

だんだんタクシーの運行に用いる配車システムの導入に向けた以下の支援を行う。

- システム導入に係る初期設定支援(会員情報・ランドマーク登録等)
- 試験走行の実施
- 事業者・関係者向け導入レクチャー
- LINE 連携等の利用者向けサービスの構築

導入するシステムの選定・構築方法については提案事項とする。

### ②交通結節点の整備支援

主要な交通結節点における路面標示、停留所名を記載したサインタワー等の整備に係る支援を行う。

## 5 業務遂行基準

本業務を遂行するにあたり、受託者は地域公共交通に関する専門的知識を有する主任技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行するものとする。高度な技術を要する事項については、相当の能力および経験を有する技術者を配置するものとする。

## 6 成果物

(1)受託者は、成果物を業務完了日までに雲南市政策企画部うんなん暮らし推進課交通政策室(雲南市木次町里方521-1)に納品すること。

### (2)成果物の納品形式

成果物の納品形式は、次のとおりとする。

- 業務報告書 1部
- 成果品に関する電子データ

### (3)成果物の帰属等

- ① 本業務の成果物は、全て市に帰属するものであり、受託者は市の承認を得ないで複製及び公表等を行ってはならない。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

### (4)成果物に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後、成果物に瑕疵が発見された場合、速やかに市が定める監督員の指示従い、成果物の訂正をしなければならない。

## 7 秘密の保持

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報およびプライバシーの保護に努めること。また、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## 8 個人情報の保護

受託者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## 9 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に市に文書をもって協議し、承認を得なければならない。